

株式会社 松栄堂

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年5月1日～令和10年4月30日

2.目標と取組内容

【目標1】管理職に占める女性比率を20%以上とする。

（令和5年3月現在 17.3%）

〈取組内容〉

- ・令和5年5月～ 育児による短時間勤務延長制度（子が9歳まで）の導入により、育児による離職を防ぐ。
- ・令和5年5月～ 定時に退社しやすい職場風土づくりを目指す。

【目標2】男女の平均勤続勤務年数の差異を全体で1ヶ月以上縮める。

（令和5年3月現在 男性21.9年 女性14.2年）

〈取組内容〉

- ・令和5年5月～ 育児による短時間勤務延長制度（子が9歳まで）の導入により、育児による離職を防ぐ。
- ・令和5年5月～ 半日単位での有給休暇取得を推奨し、より働きやすい労働環境づくりを目指す。

女性の活躍に関する情報公表について

（令和8年4月実績）

- 採用した労働者に占める男性/女性労働者の割合
総合職 （男性）40% （女性）60%
- 労働者の一年あたりの平均残業時間
全体 68.4時間
- 男女の賃金差異について
全労働者 75.0%
うち正社員 73.8%
うちパート/有期社員 79.2%